

# 何かと変化の多い季節です

## ご家族の就職・引越しなどに伴う届出はお早めに

ご家族が就職・結婚などにより被扶養者でなくなったときや、転居や転勤などで住所が変わったときは、手続きが必要となります。所属会社のご担当者へご提出ください。(任意継続被保険者の方は直接健保組合へご提出ください。)

●被扶養者を  
削除するとき

●氏名に変更が  
あったとき



### 公告

#### 公告第 178 号 新年度の健康保険料率及び 介護保険料率について

健康保険料率 1,000 分の 94、介護保険料率 1,000 分の 16 は昨年度と同じ料率とします。

平成 26 年 3 月 1 日 (平成 26 年 3 月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成 26 年 4 月分保険料) から適用するものです。

##### 1. 健康保険料率の内訳変更について

内訳が下記のように変更となりますが、健康保険料率の合計は変わりません。

		一般保険料率	調整保険料率	合計
変更前	被保険者	46.345/1,000	0.655/1,000	47.000/1,000
	事業主	46.345/1,000	0.655/1,000	47.000/1,000
	合計	92.690/1,000	1.310/1,000	94.000/1,000
変更後	被保険者	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
	事業主	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
	合計	92.700/1,000	1.300/1,000	94.000/1,000

##### 2. 介護保険料率は変更ありません。

	介護保険料率
被保険者	8.000/1,000
事業主	8.000/1,000
合計	16.000/1,000

#### 公告第 179 号 任意継続被保険者の新年度保険料について

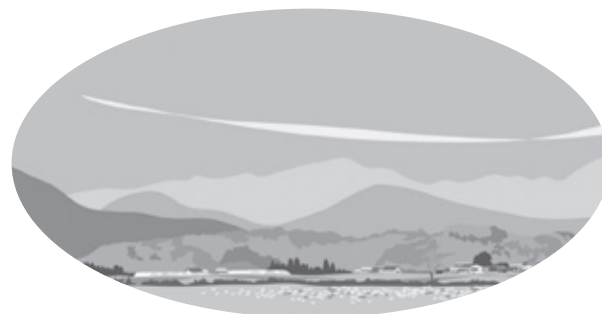
健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記のとおり公告します。昨年度からの変更はありません。

平成 26 年度の任意継続被保険者の平均標準報酬月額 は 340,000 円で、保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	340,000 円 (第 24 等級)
健康保険料月額	340,000 円 × 94/1,000 = 31,960 円
介護保険料月額	340,000 円 × 16/1,000 = 5,440 円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額(上記金額)を比べいずれか低い方の額を適用します。

(適用期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)



#### 事業概要

(平成 26 年 2 月末現在)

事業所数



8 事業所

被保険者数



男 1,490 人  
女 741 人  
計 2,231 人

平均標準報酬月額



男 381,881 円  
女 268,710 円  
平均 344,292 円

被扶養者数



1,155 人  
1 人当たり扶養率  
0.52 人

介護保険第 2 号被保険者数



698 人